

福岡県シ連第256号
平成26年2月3日

(安全・適正就業対策委員会委員)
一般社団法人新宮町シルバー人材センター
理事長 伊藤 猛宏 様

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
安全・適正就業対策委員会
委員長 伊藤 英俊

平成25年度第4回安全・適正就業対策委員会の開催について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記委員会について、下記のとおり開催いたしますので、ご多用の中、恐縮に存じますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成26年2月28日(金) 13時30分から
2. 場 所 福岡県中小企業振興センタービル4F 402会議室
福岡市博多区吉塚本町9番15号
電話(092)623-5656

3. 議 題

- (1) 福岡県シルバー人材センター連合会就業別安全基準(案)
について

- (2) 「シルバー人材センター安全就業スローガン」について

4. 協議事項

- (1) 平成26年度安全・適正就業パトロールについて

5. 報告事項

- (1) 重篤事故報告(柳川市SC)

6. その他

手元宛：義の事務所

V

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
平成25年度 第4回安全・適正就業対策委員会次第

平成26年2月28日（金） 13時30分～
福岡県中小企業振興センタービル4階 402会議室

委員長挨拶

嘉麻・桂川広域シルバー人材センター理事長 伊藤英俊氏

1. 議題

(1) 福岡県シルバー人材センター連合会就業別安全基準 資料No.1
(案)について

(2) 『シルバー人材センター安全就業スローガン』について 資料No.2

2. 協議事項

(1) 平成26年度安全・適正就業パトロールについて
イ. パトロール回数とパトロールの編成 (案) 資料No.3
ロ. 安全・適正就業対策委員会現場パトロール
報告書様式 (案) 資料No.5

3. 報告事項

(1) 重篤事故報告
イ. 柳川市 (既報) 資料No.6
ロ. 春日市 資料No.7
事故発生日 平成25年11月26日（火）
事故者 剪定班、男性、73歳、入会5年目
事故状況 剪定樹木の1. 8m地点から転落、
治療に専念するが12月19日死亡
事故調査について

(2) 公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会 資料No.4
安全・適正就業対策委員会設置要綱について
イ. 要綱第3条（構成）の「代表」の解釈について

4. その他

21

このまま立派な木、2m+4mは必ず守る。

資料No. 1

作業別安全就業基準 [植木剪定]

作業内容	安全就業のポイント	安全用具
《見積時確認》 全般	<ol style="list-style-type: none"> 剪定現場における地面の状況や隣接地との高低差を調査し、安全性の確保が難しいと判断した場合は受注しないこと。なお、お客様にはわかりやすい言葉で、受注できない理由を説明すること。 剪定作業足場の高さは2.0mまでとする。 剪定作業ができる樹木の高さは、足場を設置した地盤から最高4.0mまでとする。 	ヘルメット ロープ 車止め 手袋 安全点検票
《作業前確認》 危険予知ミーティング	<ol style="list-style-type: none"> 作業前に班員（会員）の健康状態と作業現場の安全確認を行い、剪定就業開始前安全点検（危険予知）ミーティングを確実に実施し、<u>点検票</u>に記入すること。 現場状況把握後は、就業者全員で作業手順を打ち合わせ、落下物による事故や近接作業による接触事故を起こさないようにすること。 	安全点検票
服 裝	<ol style="list-style-type: none"> 作業服は、長袖・長ズボンで袖口の締まったものを着用し、作業靴は地下足袋や安全靴等のはき慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 ヘルメットは、作業開始前の機材や用具の積み込み時から作業終了時の積み下ろし時まで必ずかぶること。（あご紐をきちんとかける）。 	ヘルメット
車 輛	<ol style="list-style-type: none"> トラック積載時は、用具が荷台からはみ出たり、荷崩れをしないよう、強度のあるロープで確実に車輌に固定すること。なお、駐車した場合は必ず車止めを使用すること。 	ロープ 車止め
現 場	<ol style="list-style-type: none"> 道路に接する作業場所では、安全コーンや看板を立て、作業中であることを第3者にアピールすること。なお、作業状況によっては見張りを付け、通行人の安全に配慮すること。 	安全コーン 看板
《作業全般》 ハサミの取り扱い	<ol style="list-style-type: none"> ハサミ等の刃物は、不用意に<u>作業動線上</u>におかないこと。また、三脚にひっかけたり、作業中の木に置いたりせず道具類は常に整理整頓すること。 	✓
バリカン作業	<ol style="list-style-type: none"> バリカン作業は、機械の重量や長さなどに関係なく両手で使用すること。また、使用時は刃先から目を離さず、電源やエンジンを切ったときは、刃の動きが停止するの 	

作業内容	安全就業のポイント	安全用具
飛び降り禁止	を確認してから次の行動に移ること。道具類の使用に当ってはメーカーの説明書に従い、正しく使用すること。 3. 脚立等の足場や作業中の樹木から飛び降りる行為はしないこと。	説明書
誤剪定の防止	4. 作業開始前に、見積もり内容の再確認を行い、剪定しない木には『切るな』などの札を取り付け、他の会員に注意喚起すること。	注意『札』
熱中症防止	5. 長時間作業を避け、風通しの良い涼しい場所で休息すること。また、こまめに水分と塩分の補給をすること。	水分、塩分の補給
屋外配線等の位置確認	6. 電線や電話線などの屋外配線の位置を全員で確認し、刃物の接触による家屋内の停電や自身が感電をしないよう十分注意をすること。	
作業マナー	7. お客様には笑顔で接し、作業場所でくわえタバコなど絶対しないこと。	
《三脚・梯子使用時》 設 置	1. 脚立は、丈夫な構造の物を選び、開止めがついているもの及び <u>スパイク</u> の状態の良いものを使用すること。 2. 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 3. 脚立や三脚の設置場所は足元の良い場所を選定し、地盤が不等沈下する場所では、敷板を用いて安全を確保すること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 4. 脚立の開止め金具は確実に留め、傾かないようロープで固定し、作業者は安全帯で墜落防止策をとること。 5. 安全帯を樹木に掛ける場合は、幹・枝がしっかりとしている所を選び掛けること。なお、安全帯が使用できない時は、作業を中止し、別の方を考慮すること。	敷板 ロープ 安全帯
作業動作 梯 子	6. 脚立や梯子での作業は、体の重心に気を付け、無理な姿勢でないこと。 7. 手に道具をもって登り降りせず、用具安全袋を使用し作業位置までひもで引き上げること。 8. 梯子は幅30cm以上の丈夫なもので、滑り止めがあるものを使用すること。 9. 梯子は下方及び上方をロープで確実に固定すること。 10. 樹木に梯子を立てかけるときは、樹木の不朽、弱枝や地盤の状態を確認すること。また、地面との角度は75度以下になるようにかけること。	用具安全袋 ロープ

作業内容	安全就業のポイント	安全用具
足場板使用時	<ol style="list-style-type: none"> 足場板を使用するときは、腐朽・虫食い・傷等の点検確認し、事前に低い高さで試し乗りすること。 脚立を利用して、足場板をかけ渡すときは、脚立の中心を基準に設置間隔を1.8m以下とすること。また、足場板の設置高は2m以下とすること。 足場板はゴムバンドでしばり脚立に固定すること。 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 	ゴムバンド
樹上での作業時	<ol style="list-style-type: none"> 樹上においても地上から2m以下で作業すること。また、安全帯及びヘルメットを着用し、あご紐は必ず結ぶこと。 枝につかまつたり体重をかけたりする時は、安全を確認し作業をすること。 高所作業中は落下物に注意し、樹幅以上の範囲を立ち入り禁止とすること。また、樹下で作業をしないこと。 枝の折れやすい樹種や滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は慎重に行うこと。 樹枝の切り落としの際は、樹下に人がいないことなどの安全確認をすること。 枝を切り落とす場合は、枝の直径の3分の1程を下から切り目を入れ、切れ目より先端を切り落とし、その後残部を切り落とすこと。 	ヘルメット 安全コーン
安全帯使用時	<ol style="list-style-type: none"> 安全帯の支持点は、原則として腰の高さより上になるように使用すること。 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。 安全帯ロープ先端のフックは、確実にロックされているか目視すること。 安全帯ロープを巻きつける枝は、太く丈夫な枝に巻き付けること。 作業場所によっては、さらなる安全確保のため、補助ロープを併用すること。 	安全帯 補助ロープ
刈り込み作業時	<ol style="list-style-type: none"> 複数で刈り込み作業を行う場合は、互いに接近しないようにし、向かい合う形で作業をしないこと。 ハサミ等でけがをしないよう十分注意すること。 	
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 運搬経路の障害物は取り除き、通りやすくすること。 公道での積み下ろしは、通行者や通過車両に最善の注意を払うこと。 	

作業別安全基準 [草刈]

作業内容	安全就業のポイント	安全用具
見積もり時確認	<ol style="list-style-type: none"> 受注可能な法面の傾斜角度は、30度以下でかつ隣接地に大きな落差や水路等の水面がないこと。 現場地表面の状況等で安全性の確保が難しいと判断される場合は、持ち帰り事務局担当者と再検討すること。 見積もりは必ず二人以上で行くこと。 	滑りにくい作業靴 スリッパ
作業前確認	<ol style="list-style-type: none"> 刈払機の使用にあたっては、ネジのゆるみ・安全ガードの有無や位置などを確認すること。 使用する刃は、常に手入れされているものや新品を使用すること。予備の刃も同様とする。 危険予知ミーティングの上、下記に示す障害物や散乱物の有無を確認し作業に着手すること。 <ol style="list-style-type: none"> 水道管、コード、フェンス、石等の障害物 針金、ガラス、金属片等の散乱物 住宅敷地内の建物や工作物には特に注意し、防護ネットやパネル等で石跳ね防止策を講じること。 ヘルメット、防塵メガネ、エプロン、手袋等を装着し身体を怪我から守ること。 作業靴については、作業現場に合った滑りにくいものを使用すること。 蜂の巣や害虫等がいないかを目視し、毒蛇にも注意を払うこと。 道路に面した現場では、通行人や道路通行車両にも十分注意を払い、看板や安全コーンを立て事故防止に努めること。 アシキネト 人通りや交通量の多い場合は、見張りを配置し第3者の安全を最優先にした対策をとること。 	安全ガード ヘルメット 防塵メガネ エプロン 手袋 スプレー 看板 安全コーン
作業全般	<ol style="list-style-type: none"> 雨天時の作業は避けること。 燃料は外部から目立たない日陰に保管し、火気には十分注意すること。 燃料の給油の際は必ずエンジンを止めること。 人の通行状況には気を配り、接近してきた場合は早めに刃の回転を止め、作業を一時中断すること。 就業現場に駐車車両がある場合は、可能な限り事前に所有者に移動をお願いし、石跳ね事故防止を図ること。移動できない車両がある場合は、作業を控えるか手刈りをすること。 	

作業内容	安全対策のポイント	安全用具
作業全般	<p>6. 草刈り刃につるや草などが巻き付いた場合は、エンジンを止めて草刈り機を体から降ろし取り除くこと。</p> <p>7. 作業間隔を十分に取り、刈り進む方向を決め、互いが接近しないように注意すること。</p> <p>8. 作業中は不用意に後方から近づかず、高い音の出る笛を吹きながら前方より近づき声をかけること。</p> <p>9. 草が高く茂っている時は、二段刈りをするなどして安全作業に心がけること。</p> <p>10. 長時間続けての作業はせず、適宜休憩をとること。</p> <p>11. 草刈り機等を放置して現場を離れないこと。</p> <p>12. 草刈り機の運搬及び格納時は、回転刃にカバーを付けること。</p>	笛 カバー
刈払機の使用	<p>1. 刈り払い機を使用し、作業をするものは、センターが行う講習会や連合会が実施する「刈払機・チェンソー取扱い講習」等を受け操作方法について熟知すること。</p> <p>2. 刈り払い機の飛散防止カバーは、適正な位置に取り付け使用すること。</p> <p>3. 移動の際は、刈り払い機のエンジンを停止させるかアイドリング状態にすること。</p> <p>4. 刈り払い機の使用前後は必ず点検をすること。</p>	エンジン停止

作業別安全就業基準 [除草]

作業内容	安全就業のポイント	安全用具
《作業前確認》		
危険予知ミーティング	1. 作業前に班員（会員）の健康状態と作業現場の安全確認を行い、危険予知ミーティングを確実に実施し、点検票に記入すること。	ミーティング表
服 装	2. 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口のしまったものを着用すること。 3. ヘルメットは必ず着用すること。 4. 作業前に異物の確認や危険個所の把握をすること。 (1) ガラスの破片、釘や針金などの金属、鉢植え (2) 庭石、灯籠、苔、出窓、その他工作物 (3) 蜂の巣、毛虫等の害虫、毒蛇など	ヘルメット 殺虫剤
現 場	5. 請負内容の把握や作業手順を打ち合わせること。 6. 道路に接した作業場所では、安全コーンや看板を立て作業中であることを第3者にアピールすること。 <u>二人 一組で作業する</u>	安全コーン 看板 右斜行 と面合ひ
《作業全般》	1. 作業は腰を落とし時々姿勢を変えるなど身体と相談しながら行うこと。 2. 鎌を使用する場合は、作業間隔を十分にとり時々自分の位置を確認すること。 3. 刃物は立てかけたり、刃先を上向きにせず、目立つ場所に整理して置くこと。 4. 庭の木の枝や草で目を突かないように注意して作業すること。現場によっては、保護メガネを着用すること。 <u>刃の危険、いみでいる</u>	保護メガネ
《炎天下での作業》	1. 日よけ対策をすること。 2. 休憩は涼しい場所でこまめにとり、休憩時には水分を十分に摂ること。 3. PM2.5などの気象情報に注意すること。 4. 熱中症の症状が出た場合は、すぐに助けを求め救急車で病院に行くこと。 5. 暑い時間帯を避け、涼しい時間帯に作業できるように事前に発注者に相談するなどの工夫をすること。	水分補給 の着用を する

保冷箱の使用

8 /

作業別安全就業基準 [植木消毒]

作業内容	安全就業のポイント	安全用具等
《作業前確認》	<ol style="list-style-type: none"> 常に健康の維持管理に努め、定期的な病院での受診や市町村の実施する健康診断を受けること。 薬剤の使用に当たっては、メーカーの説明表示事項にしたがって、安全かつ適正な使用をすること。 薬剤知識や樹木の病害虫防除の基礎的な知識を持った者が作業に当たること。 消毒剤散布は、周辺住民へ最大限の配慮を行いかつ慎重に作業をすること。 建物の配置や窓の開閉及び干し物や車両の有無等を確認し、散布液がかからないように注意すること。また、家庭菜園などの作物にも注意を払うこと。 作業開始前には近隣へ声掛けを行うこと。なお、作業終了時にはそのお知らせとお礼を述べること。 	健康診断 メーカー表示事項 声掛け
《作業全般》	<ol style="list-style-type: none"> 人体への薬剤付着を防ぐため、合羽、ヘルメット、ゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等を着用すること。 作業直前には、再度敷地内外にペット等がいないかを確認すること。 通行者の確認を行い、通行がある場合は噴霧を中止すること。 作業は風向きに注意して行うこと。風が強くなったら一時中断もしくは中止すること。 家屋が隣接している場合は、動噴圧を下げるなど、状況に応じて作業方法をかえること。また、動噴機のホースで植栽や工作物を損傷しないように気を付けること。 散布液が井戸や池等に流入しないよう、位置の確認や養生をすること。 作業中に身体に異変を感じたら、すぐに医師の診断を受けること。薬液が皮膚に付着したときは、水で十分に洗い流すこと。 作業終了後は、うがい、洗顔等をして衣服を着替えること。 	合羽 ヘルメット ゴム手袋 保護マスク 保護メガネ 天気予報 減圧 水洗い
《薬剤の処理》	<ol style="list-style-type: none"> 残った薬液は適切に処理すること。 除草剤散布は受注しない。 	

3. 消毒の手の受注はない。

25全シ協発第199号

平成26年1月24日

都道府県シルバー人材センター連合

事務局長様

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

事務局長 末竹正男

(公印 省略)

「シルバー人材センター安全就業スローガン」募集について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年7月をシルバー人材センター事業安全・適正就業強化月間と定めて、その一環として安全就業統一スローガンを掲げ、安全就業意識の啓発において取り組みいただいているところであります。

平成23年度から平成25年度の3年間については、「安全は 一声かけるゆとりから」をスローガンと定め実施してまいりましたが、平成26年度からのスローガンにつきましては、別添「シルバー人材センター安全就業スローガン募集要綱」により募集することといたしました。

つきましては、貴連合傘下センターにご周知いただき、より多くの応募がありますようご配意をお願いいたします。

問合せ先 全シ協 安全就業推進係長 中嶋

TEL : 03-5665-8016 (直通)

FAX : 03-5665-8021



10/

シルバー人材センター安全就業スローガン募集要綱

及び目的

社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）では、毎月を「シルバー人材センター事業安全・適正就業強化月間」と定め、シルバー人材センター事業における会員の就業中及び就業途上の事故の撲滅を目指し、安全就業の実現を期すため、安全就業対策の総点検等各般にわたる事項に取り組んでいくものである。

一環として、安全就業による意識の啓発に活用するスローガン〔シルバー人材センター安全就業スローガン〕（以下「安全スローガン」という。）を定めることとし、シルバー人材センター等の関係者から安全スローガンを募集するものとする。

内容

シルバー人材センター会員の安全就業に係る意識の高揚を図り、就業中及び就業途上の事故防止活動の促進を図るものとする。

資格

シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員及び役職員
各道府県シルバー人材センター連合本部（以下「連合本部」という。）の役職員

スローガン推薦基準及び推薦方法について

推薦基準

センターは、次のア、イ、ハ、イにより上記2の内容に最も適切であると思われる作品（2作品までに限る）を選定し連合本部に推薦する。

- ア 会員等に安全スローガンの応募を行い、最も優れていると思われる新規の作品。ただし、下記の「応募要件」について予め了解を得ること。
- イ 概ね過去3年間にセンターにおいて表彰した安全スローガン作品のうち、最も優れていると思われる作品。ただし、推薦するに当たっては作品作成者本人の了解を得ること。

連合本部は、上記アに該当する役職員から安全スローガンの応募、また、過去に表彰した安全スローガン等、上記イに準じて推薦作品として差し支えないこと。

全シ協への推薦方法

連合本部は、上記（1）によりセンターから推薦があった作品のうち、最も適切であると思われる作品（2作品までに限る）を選定し、文書又は電子メール

により、推薦作品、作成者氏名・年齢・住所・電話番号・所属センター名（上記(1)イの作品の場合は、表彰年度）を記載のうえ、全シ協に推薦する。

② 連合本部は、役職員からの安全スローガンの推薦、また、過去に表彰した安全スローガンを推薦する場合は、センターの推薦方法に準じて行うこと（ただし、推薦作品上限2作品は変更しない）。

5 応募要件

安全スローガンに応募する者は、次に掲げる全ての要件について了解すること。

- (1) 応募できる作品は、自作のもので全シ協未発表作品のものであること。
- (2) 採用された作品は、一部修正して使用すること。
- (3) 採用された作品に係る著作権その他の全ての権利が、全シ協に帰属すること。

6 安全スローガンの決定及び表彰

- (1) 全シ協は連合本部が推薦した作品の中から、平成26年5月下旬開催（予定）の「安全就業優秀・優良シルバー人材センター等選定委員会」において審査の上、表彰作品を決定することとし、決定した表彰作品を連合本部に通知するものとする。
- (2) 表彰の区分は、「最優秀作品」（1作品）及び「佳作」とし、平成26年6月26日に開催する平成26年度定時総会において、「最優秀作品」作成者に対しては、表彰状の授与を行うため、当該作成者が所属する連合本部及びセンターを経由して表彰式への出席を依頼し、また「佳作」作成者に対しては、表彰作品に決定した旨を当該作成者が所属する連合本部及びセンターを経由して通知するものとする。

なお、表彰作品は全シ協安全就業ニュース等で発表するものとする。

- (3) (2)の最優秀作品をもって安全スローガンとし、平成26年度以後3年度間継続して使用するものとする。

7 推薦締切日

- (1) センターから連合本部への推薦

各連合本部で以下(2)の日程を考慮のうえ、それぞれ設定すること。

- (2) 連合本部から全シ協への推薦

平成26年4月18日(金)全シ協必着のこと。

に関する問い合わせ先

社団法人 全国シルバーコンサルタント材センター事業協会

企画管理部 研修・支援課 安全就業推進係長 中嶋

〒135-0016 東京都江東区東陽 3-23-22 東陽ANビル3F

電話 03-5665-8016 FAX 03-5665-8021

代表メール zsk@sjc.or.jp

「全シ協表彰作品」

平成8年度「みんなで目指そう 災害ゼロのシルバー事業」

平成9年度「広げよう 安全意識の徹底を」

平成10年度「目指そう 災害 一人ひとりの安全意識」

平成11年度「シルバーの未来を拓く 安全就業」

「安全は 目より 気配り 心がけ」

「シルバーは いつでも どこでも 安全就業」

「安全で まことにひろがる シルバーの輪」

「今日も無事 待る笑顔に 待つ笑顔」

平成14年度「安全は シルバーみんなの合言葉」

「安全で 純粋 信頼 のびゆくシルバー」

「安全の上に 戻り立つ いきいきシルバー」

「シルバーが 発展支える 安全就業」

平成17年度「安全で 洋々シルバーの知恵と技」

「安全を守る シルバー 笑顔で帰宅」

「安全は シルバーワークの第一歩」

平成20年度「気のゆるみ 噛れと油断が 事故のもと」

「安全は 目から耳から 心から」

「安全は一人 人が責任者」

「さあ仕事 にしっかり 安全ベルト」

平成23年度「安全は 一歩一歩 かかる ゆとりから」

「お互いに かけ合って 安全就業」

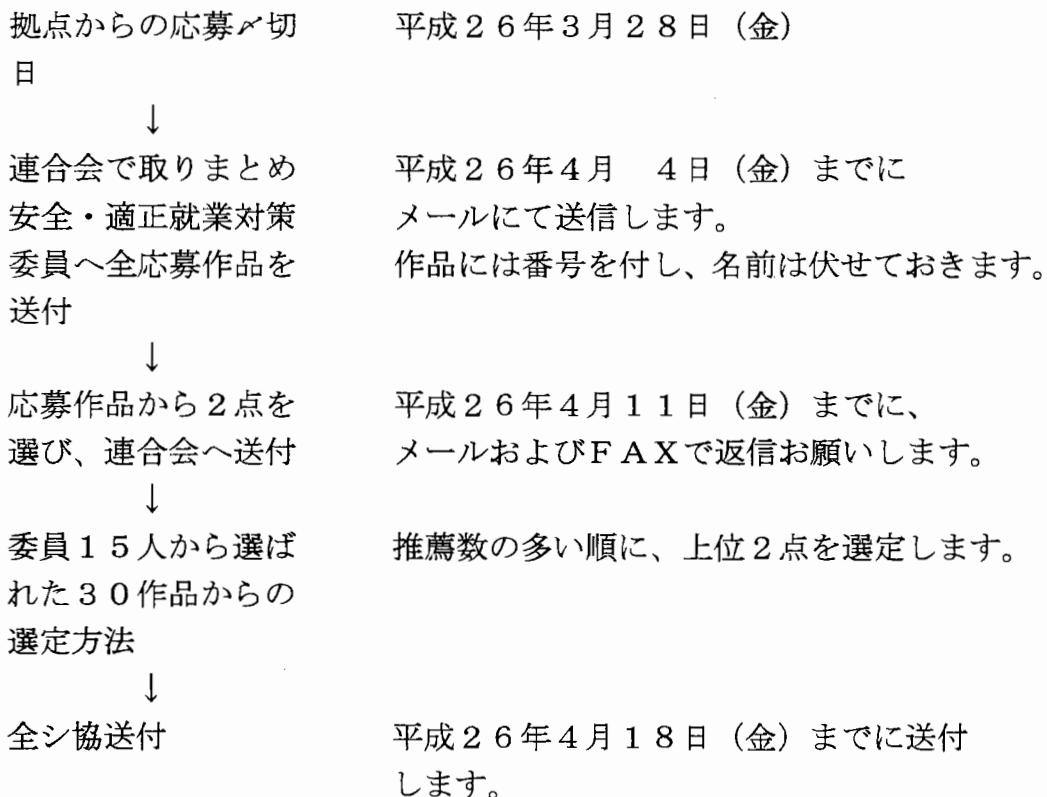
「慣れた道 なれた仕事に ひそむ事故」

「シルバー人材センター安全就業スローガン」
応募作品の推薦の会議を省略することについて

1. 理由

作品応募から全シ協への連合会推薦作品の送付〆切が年度にまたがっていること。また、安全・適正就業対策委員会要綱第4条（委員の任期）第1項により、委員の交替が想定され、年度初めの多忙な時期に会議開催日程の調整が困難と思われた。

1. 全シ協推薦作品の選定方法（全シ協提出までの流れ）





イ. パトロール回数とパトロールの編成について (案)

年 度	委員による通常 パトロール	編 成	抜き打ち パトロール	編 成
25年度	10回	通常編成	2回	職員2名
26年度	8回	新 編成	6回	職員2名

通常編成・・・学識経験者2名、連合会理事1名、拠点事務局長1名
 拠点安全推進員1名、事務局職員2名

新編成・・・学識経験者1名（国・県が交合、都合4回）、連合会理事1名
 （都合2回）拠点事務局長1名（都合2回）、拠点安全推進員
 1名（都合2回）
 事務局職員2名（都合14回）

委員へのパトロールの案内方法

年度当初に、年間パトロール日程表を作成し文書にて出席案内を行う。
 以後の案内はメールにて行う。

15. /



公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
安全・適正就業対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、福岡県内の各シルバー人材センター（以下「拠点センター」という。）の会員の健康と就業上（就業先等との往復の途上を含む。以下同じ。）の安全及び適正就業に関する事項を検討し、センターにおける対策を推進するため、連合会に安全・適正就業対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について検討し推進する。

- (1) 県内拠点センター会員が、健康で安全かつ適正に働くことができるための安全・適正就業対策推進基本計画に関すること。
- (2) 県内拠点センター会員の、就業上の安全と健康に関する必要な事項。
- (3) 県内拠点センター会員の、適正就業に関する必要な事項。
- (4) 県内拠点センター会員の、就業上の事故発生原因の分析並びに事故防止対策に関すること。
- (5) 県内拠点センター会員の、就業の適正化対策に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 連合会理事 | 5名以内 |
| (2) 各ブロック代表事務局長 | 4名以内 |
| (3) 各ブロック代表安全・適正就業推進員 | 4名以内 |
| (4) 学識経験者 | 2名以内 |

- 2 委員は、連合会会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選とする。副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 第1項第1号の選出方法は、次のとおりとする。
 - (1) 福岡ブロック 1名以内
 - (2) 北九州ブロック 1名以内
 - (3) 筑豊ブロック 1名以内
 - (4) 筑後ブロック 1名以内
 - (5) 連合会事務局長
- (6) 第1号から第4号までは、各ブロックの互選とする。
- 8 第1項第2号、第3号の選出方法は、次のとおりとする。

161



- (1) 福岡ブロック 1名以内
- (2) 北九州ブロック 1名以内
- (3) 筑豊ブロック 1名以内
- (4) 筑後ブロック 1名以内
- (5) 第1号から第4号までは、各ブロックの互選とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、年度で交替する。ただし、再任は妨げない。

2 前項において、任期途中で交替した場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集し、年3回以上の定例会を開催する。ただし委員長が不在の場合は、副委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局及び委員会の事務)

第7条 委員会の事務局は連合会内に置く。

2 委員会の事務は、連合会事務局が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（平成20年4月1日から施行し、改正後の条項の取扱要綱の規定は平成20年7月27日から適用する。）

附 則

この要綱は、公益社団法人設立登記の日（平成23年6月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月16日に公布し平成26年4月1日から施行する。



安全・適正就業対策委員会現場パトロール報告書

公営社団法人 福岡県シルバー人材センター連合会安全・適正就業対策委員会

実施センター名	S C	実施年月日	平成 年 月 日 ()
パトロール出席者			
連合会委員	学識経験者委員		
	理事長委員		
	事務局長委員		
	安全推進員委員		
事務局	安全担当職員		
実施センター役職員			
拠点センター同行者			

就業場所 (期間)			
就業内容	剪定・除草・草取り・清掃・營繕・家事援助サービス・その他		
就業会員数	男 (名) · 女 (名)	計	名
パトロール結果			

(期間)			
	剪定・除草・ 登 取り・清掃・營繕・家事援助サービス・その他		
	男(名)	女(名)	計名
結果			

(期間)			
	剪定・除草・ 登 取り・清掃・營繕・家事援助サービス・その他		
	男(名)	女(名)	計名
結果			

(愛知県見本)

平成25年度安全・適正就業パトロール報告書

センター名	○○市シルバー人材センター	実施月日	平成25年5月X日
就業場所[期間]	○○町 大乗寺		
就業内容	動力刈払機による除草作業		
就業会員数	男：9名		
パトロール結果	<p>〔安全就業〕</p> <ul style="list-style-type: none">・刈払機を使用した作業では、前進しながら刈払機を操作されたい。・参拝者が多い場合は、通路等に監視員を配置し、作業されたい。・暑い時期は、熱中症・蜂対策に十分留意して作業されたい。 <p>〔適正就業〕</p> <ul style="list-style-type: none">・特に問題なし。 <p>〔保護具等の安全対策〕</p> <ul style="list-style-type: none">・作業帽子やタオルの上からヘルメットを被らないこと。		
就業場所[期間]	○○区内極楽 山本屋本店インター店		
就業内容	剪定作業		
就業会員数	男：4名		
パトロール結果	<p>〔安全就業〕</p> <ul style="list-style-type: none">・未使用の三脚は、寝かせておくこと。・歩道や駐車場に面した剪定作業では、安全な作業域確保や歩行者の通路確保、車の走路確保のため、カラーコーン等設置して作業されたい。・利用客の多い曜日・時間帯での作業は、事故防止の観点から定休日等を視野に入れて、作業日時を検討されたい。 <p>〔適正就業〕</p> <ul style="list-style-type: none">・特に問題なし。 <p>〔保護具等の安全対策〕</p> <ul style="list-style-type: none">・安全帯を装着して作業を行うこと。		

20/



様式

重 篤 事 故 報 告 書

平成25年10月21日

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

公益社団法人 柳川市シルバー人材センター

報告者職氏名

業務係 梶島 伸彦

① 会 員		氏名 古賀 紗子	住所 福岡県柳川市矢留本町231-5
		年齢 80歳 性別 女性	入会 平成 15年 6月 13日
② 事故発生日時		平成 25年 10月 02日(水) 午前 8時40分頃	
③ 事故発生場所		福岡県柳川市奥州町3-1	
④ 事故の分類	I 作業の種類	6. 軽作業(除草)	
	II 事故の型の分類	18. 交通事故(学校内)	
	III 起因物	自動車	
	IV 不安全な状態の分類	8. その他	
	V 不安全な行動の分類	8. その他	
⑤ 事故発生の状況及び原因		シルバー人材センターが受注した軽作業に従事している最中、杉森高校の玄関前の植え込み付近で、学校に子どもを送って帰る途中の保護者の車に轢かれたもの。	
⑥ 傷害の程度		1. 死亡	2. 入院 (見込日数 日)
⑦ 傷害の名称		・傷病名 出血性ショック	・傷害の部位 心損傷・肋骨骨折 左肺裂傷
⑧ 病院		・病院名 (搬送先) 聖マリア病院	・TEL 0942-35-3322
		・住所 福岡県久留米市津福本町422	
⑨ センターが提供した仕事の内容		除草作業	
⑩ センターから指定された場所		学校法人杉森高等学校敷地内	
⑪ 仕事の提供を受けた期間		平成25年10月02日～ 平成25年10月17日	
⑫ 認定の内容		1. 就業中 2. 就業場所と住居の往復中 3. 総会・講習会等の出席及び往復中	

一の対応

児確認

登録者・区分	登注者名	学校法人杉森高等学校				
	1. 公共	2. 企業	3. 個人			
約書の有無	1. あり	2. なし				
員の健康状況	* 入会時の健康状態、その後の状況、現況等 異常なし(入会時以降異常なし)					
該就業の会員数	1. 単独	2. 複数(5人)				
業場所の環境及び安全確認	学校法人杉森高等学校正面玄関前の植え込みで就業中であり、駐車場がすぐそばにある。作業中の表示やカラーコーンは設置していない。					
全用具の着用と点検状況	除草(草取り)という事で日よけの帽子のみかぶっていた。(ヘルメットは未着用)					
その他 事故後、家族への対応等	事故後、すぐに現場に行き状況確認。警察や救急車・ドクターヘリが来ておりご家族の方へ来てもらい挨拶。その後、ご家族は病院に付き添われ、1時間半後に亡くなられましたという連絡あり。10/3にお通夜があり、理事長・局長(代理の者)が参列。事故報告書を保険会社に提出。後日、現場の状況・仕事内容や事務局の対応をご家族の方に説明し、理解納得して頂く。					

常における安全管理

①全・適正就業委員会の設立 (年7回開催)	②安全・適正就業推進員の配置	③安全・適正就業基準
2. なし	1. ある	2. なし
員に対する健康管理	* 会員の健康診断・健康セミナー等の状況 年4回発行の安全ニュースで作業前の準備運動や夏場の水分補給など推奨	
全就業の講習会	平成25年7月26日植木剪定の安全・技術講習	
修会の実施状況	平成25年9月18日草刈機の安全取扱い講習実施	
全パトロールの実施状況	年9回実施(4月~12月まで毎月1回実施)	
その他	安全委員会会議を年4回開催。安全ニュースを全会員に年4回発行、郵送	

3. 事故発生後の対応

① 理事会の開催	平成25年11月29日開催予定
② 安全・適正就業委員会の開催	平成25年10月9日 安全パトロール実施、同日安全委員会会議開催
③ 再発防止策 (会員への周知等)	<ul style="list-style-type: none">・作業中の看板設置、カラーコーン設置の徹底・毎月1回朝礼にて会員と共に安全対策、注意事項の呼びかけ、周知徹底・屋外で作業する会員へのヘルメット着用義務。(着用していない場合は就業させない)→年4回全会員あてに発行する安全ニュースを前倒しで発行。ヘルメット購入の申込書同封。準備期間は年内。
④ その他	

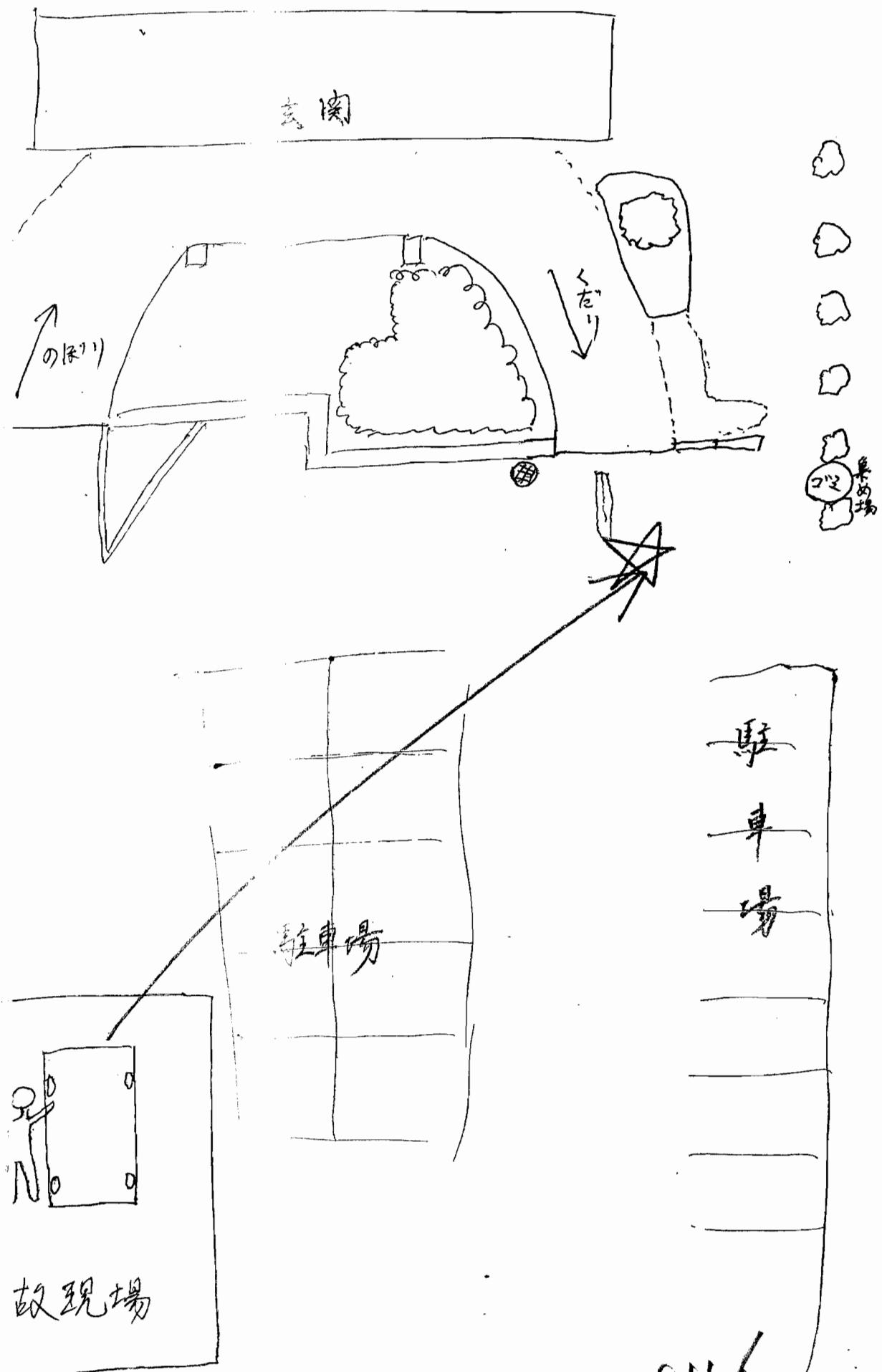
4. 添付書類

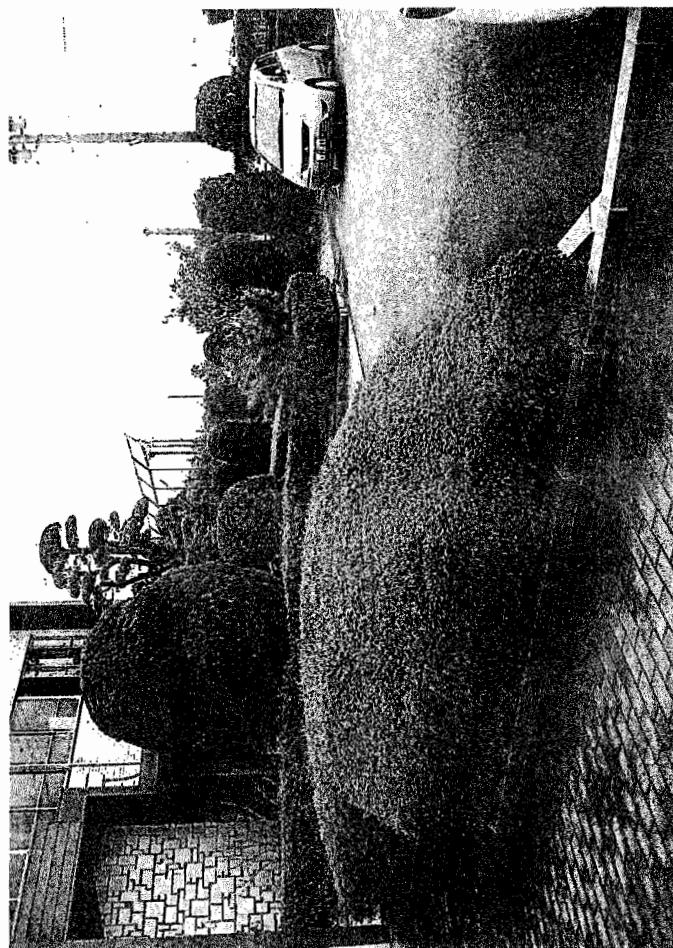
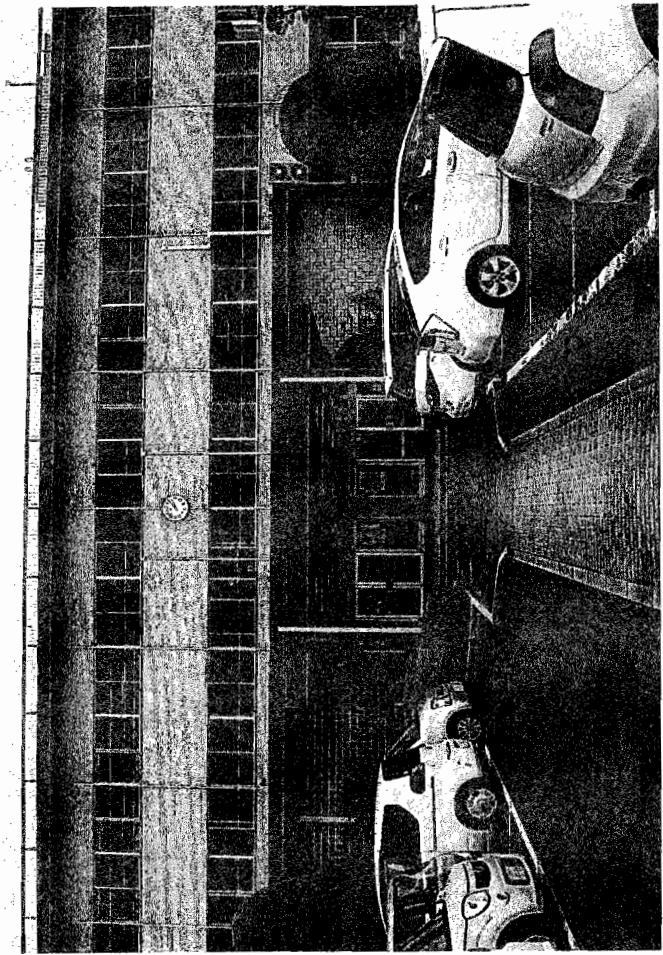
(1). 現場の地図

(2). 現場の写真

(3). 事故状況(見取り図)

(4). 新聞記事







公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

公益社団法人春日市シルバー人材センター

報告者職氏名 主事 森 重樹

① 会 員	氏名 久保山 三男 クボヤマ ミツオ		住所 福岡県春日市須玖北4-10-712	
	年齢 73歳	性別 男	入会 平成 21 年 11 月 1 日	
② 事故発生日時	平成 25年 11月 26日(火) 午後 3時 30分頃			
③ 事故発生場所	春日市大字下白水209番地 白水大池公園内			
④ 事故の分類	I 作業の種類	2. 技能 ①植木		
	II 事故の型の分類	2. 転落		
	III 起因物	樹木		
	IV 不安全な状態の分類	5. 作業環境の欠陥 6. 部分的、自然的、不安全な状態		
	V 不安全な行動の分類	9. その他の不安全な行為 11. 誤った動作		
⑤ 事故発生の状況及び原因	樹木にのぼり、支障枝の枝打ち作業中に、安全帯を掛けていた枝と掴んでいた枝が折れ、転落し、地面に露出していた根に背中から落ち、背骨を骨折した。事故直後、救急搬送され入院。翌日、別の病院に転院されたが、その後12/19に亡くなられた。			
⑥ 傷害の程度	1. 死亡 2. 入院 (見込日数 日)			
⑦ 傷害の名称	・傷病名 胸椎破裂骨折、肋骨骨折、血胸、急性大動脈解離、両側下肢虚血	・傷害の部位 胸椎、肋骨		
⑧ 病院	・病院名 飯塚病院	・TEL 0948-22-3800		
	・住所 飯塚市芳雄町3番83号			
⑨ センターが提供 した仕事の内容	剪定・除草			
⑩ センターから指定された場所	春日市大字下白水209番地 白水大池公園内			
⑪ 仕事の提供を受けた期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日			
⑫ 認定の内容	1. 就業中 2. 就業場所と住居の往復中 3. 総会・講習会等の出席及び往復中			

561

対応

区分	発注者名	春日市		
	1. 公共	2. 企業	3. 個人	
員の有無	1. あり	2. なし		
健康状況	*入会時の健康状態、その後の状況、現況等 良好			
員の会員数	1. 単独	2. 複数(6)人		
の環境 全確認	班長以下、事業会員全員で作業内容の確認と作業環境の安全確認は行っています。			
の着用と 記	ヘルメット、安全帯着用			
家族への 対応)	事故直後、事業会員により消防署に通報し、同乗して救急搬送された。 その他家族への対応は、症状の確認と傷害保険の内容を説明した。			

する安全管理

①正就業委員会の設置 (4回開催)	②安全・適正就業推進員の配置 1. なし	③安全・適正就業基準 1. ある 2. なし
する健康管理	*会員の健康診断・健康セミナー等の状況 平成25年度は、健康講座を12月に1回実施、2月に2回実施予定	
の講習会 実施状況	平成26年3月4日～5日 植木剪定安全・技能講習会開催予定。	
1ールの	毎年7月～11月に4回実施。	

3. 事故発生後の対応

① 理事会の開催	11/28 13:30 平成25年度第8回理事会を開催。
② 安全・適正就業委員会の開催	11/28 10:00から緊急の安全・適正就業対策委員会を開催し、協議した内容を安全委員長が同日13:30開催の理事会に報告した。
③ 再発防止策 (会員への周知等)	<p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none">複数での作業を義務付けし、お互いに注意し合う体制を整え、単独作業は行わない。出発前のミーティングや作業現場到着後の現場確認を徹底する。作業前のミーティングにおいて、本日の作業内容を確認し、無理な作業はしない。「安全就業のためのチェックポイント」など判りやすい指導書を参考にして、会員に安全就業の指導を徹底する。「ベテラン」ではなく、「高齢者」であることを本人に自覚させ、安全意識を徹底させる。自分勝手に離れて作業したり、班の秩序を乱す会員には、班員同士で注意し合い、共働作業の目的・意義などを理解させ、班内環境や人間関係の改善に努める。就業途上や現場移動の際の事故にも注意を払う。脚立2m以上に上らないことを徹底する。脚立利用の年齢制限を設けたり、本人の体力等を考慮して作業を割り当てる。 <p>【会員への周知等】</p> <p>上記の事項を、理事及び安全・適正就業対策委員会委員より、各職群班の所属会員に対して周知し、安全就業を徹底することとした。</p> <p>また、3月発行予定の「会員ニュース」に事故内容を掲載し、安全就業の徹底及び事故防止を全会員に呼びかけ、二度と重篤事故が起こらないよう周知徹底する。</p>
④ その他	

4. 添付書類

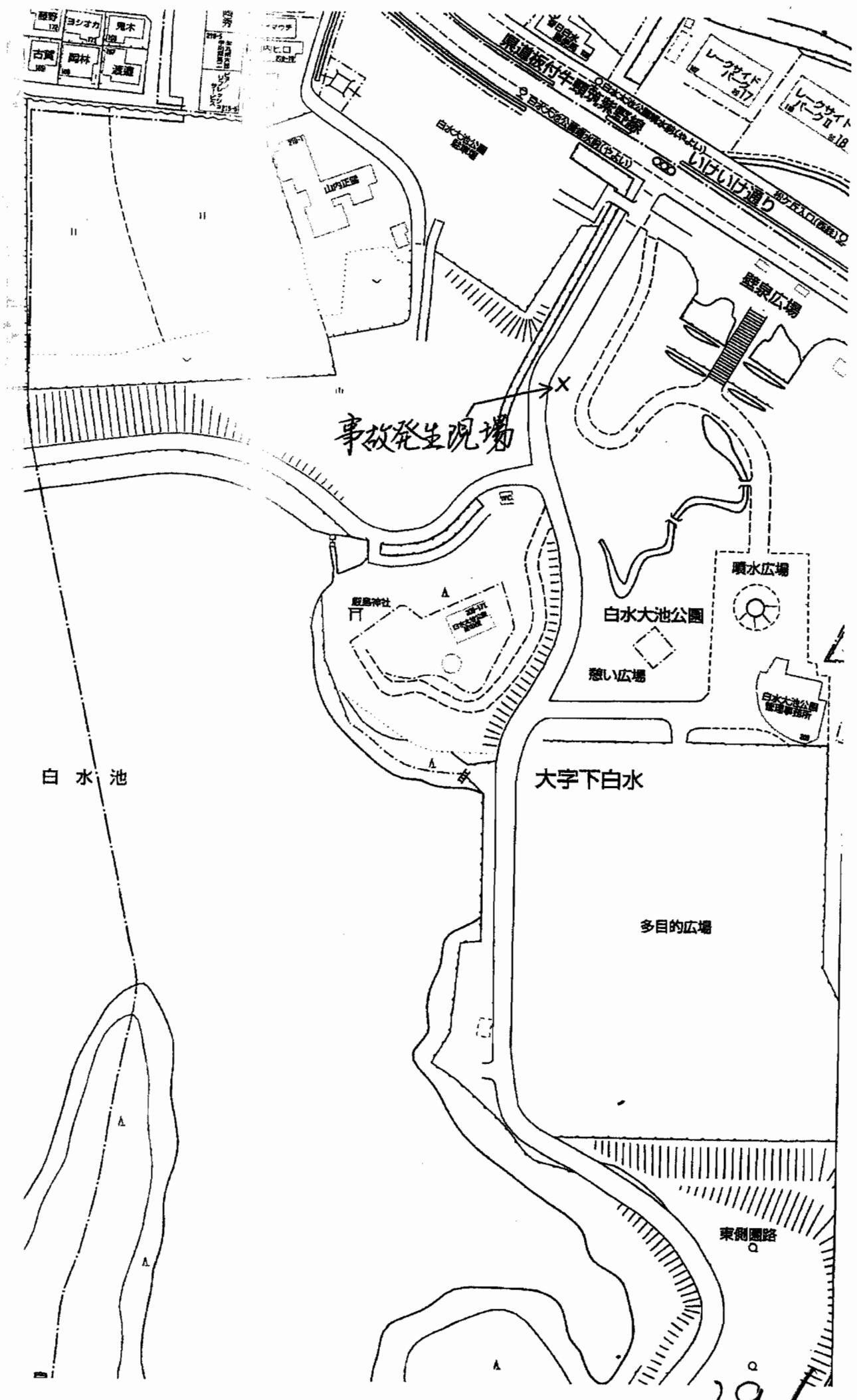
- (1). 現場の地図

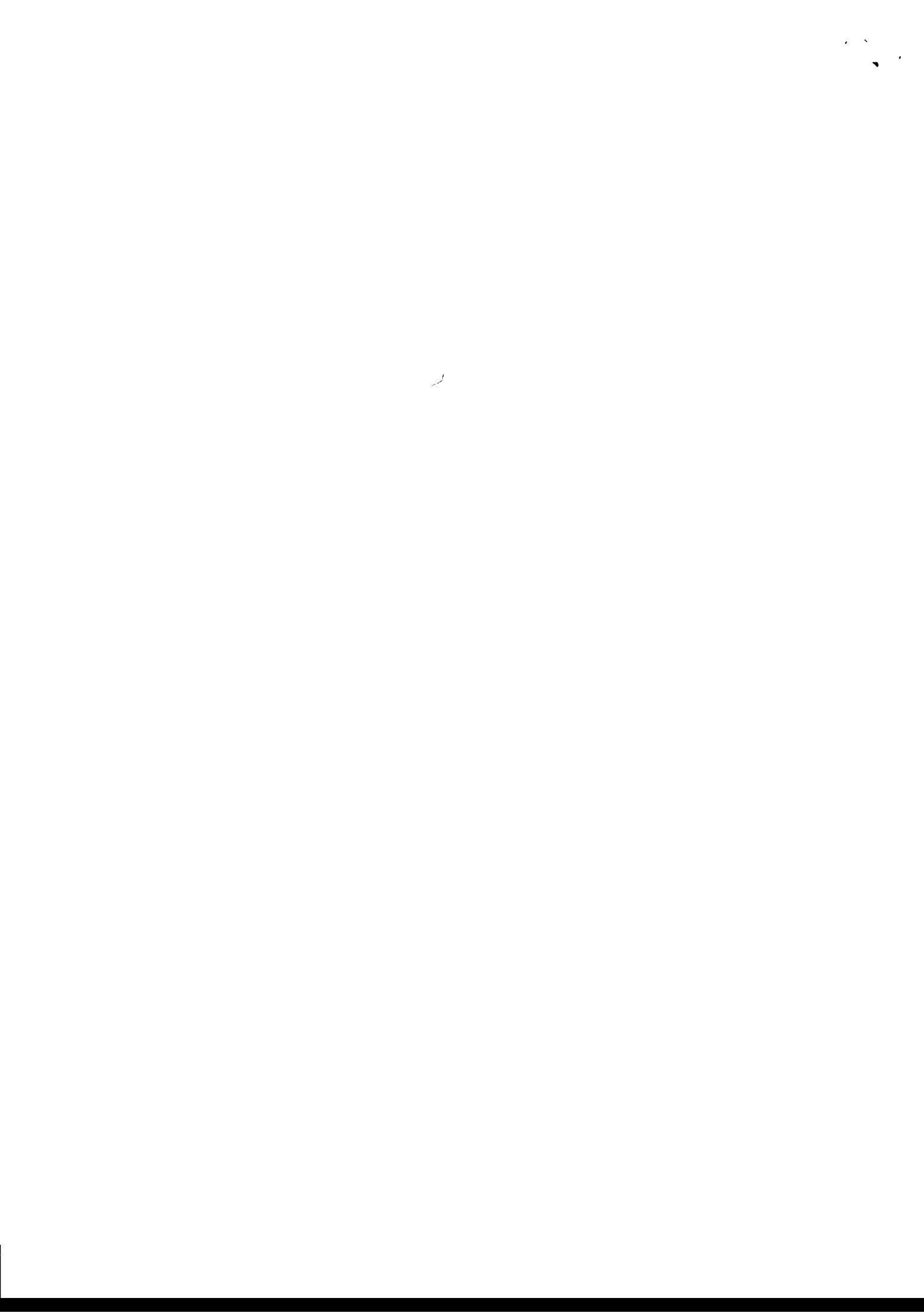
(3). 事故状況(見取り図)

- (2). 現場の写真

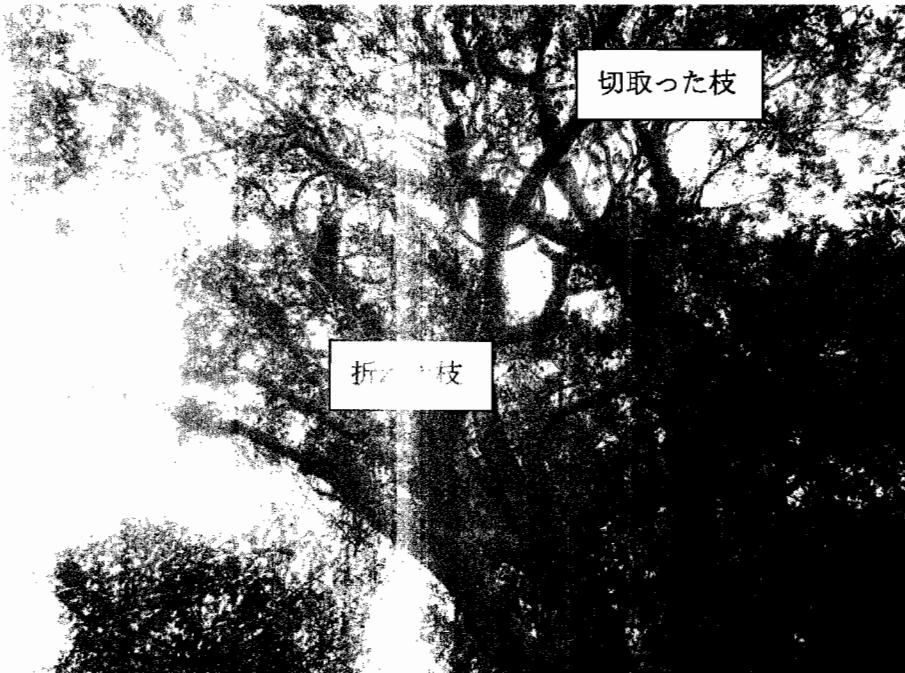
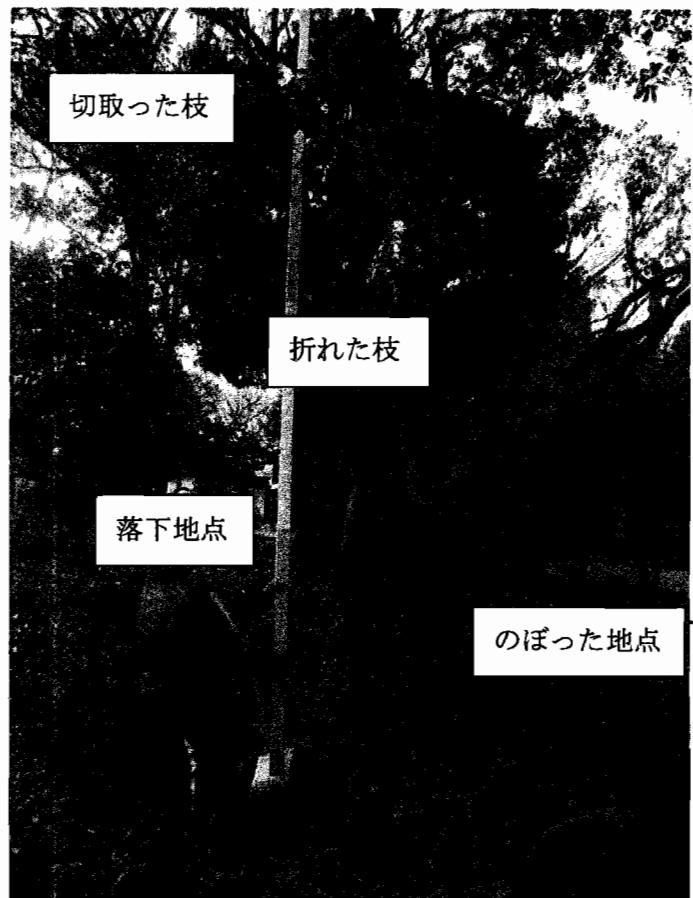
(4). 新聞記事

28 /





事故現場写真



事故報告書

(1ヶ月以上の入院)

平成 26 年 2 月 19 日

(公社) 福岡県

シルバー人材センター連合会

(公社) 中間市

シルバー人材センター

報告者職氏名

事業係 山本健太

事 故 の 状 況	氏 名	中林 光男		年 齢	63	性 別 (対象を○) 1 男性 2 女性
	事故発生日時	平成 25 年 12 月 13 日 金 曜 日 10 時 30 分頃				
	就業中/途上別	① 就業中 2 途上			該当数を記入 番号	
	仕事の内容	A - 16	(別表Aの該当数字を記入)		作具業体内的容な	焼いも販売
	事故の型	B - 2	(別表Bの該当数字を記入)			
	事故の内容 (発生状況等)	やき芋販売中、突風で机の上に置いていた、空の発泡スチロールとコンテナが机から落ちそうになつたので、会員が発泡スチロールとコンテナを押さえようとして椅子に座ったままバランスを崩し転倒して左膝を骨折した。				

傷害の状況	傷病名	左膝蓋骨骨折	程 度	骨折	
	部 位	C - 11	(別表Cの該当数字を記入)	症 状	D - 1
				(別表Dの該当数字を記入)	

《別表》

A 仕事の内容

B 事故の型

A-1 技術	B-1 墜落・転落	B-16 火災	C-7 腹部	D-6 内部臓器損傷(脳/内臓)
A-2 技能(植木)	B-2 転倒	B-17 交通事故(道路)	C-8 肩部	D-7 内出血(皮下組織から 骨格まで)
A-3〃(塗装)	B-3 激突	B-18 交通事故(その他)	C-9 腕部	D-8 裂傷・咬傷
A-4〃(大工)	B-4 飛来・落下	B-19 動作の反動/無理な動作	C-10 手首・手指	D-9 切り傷・擦り傷
A-5〃(襖張り)	B-5 崩壊・倒壊	B-20 蜂・犬・蛇等に刺され ・噛まれ	C-11 脚部	D-10 刺傷(踏み抜きを含む)
A-6〃(その他)	B-6 激突され	B-21 その他	C-12 足首・足指	D-11 皮膚の炎症(火傷・虫 刺され等)
A-7 事務	B-7 挟まれ/巻き込まれ		C-13 半身(上下左右)	D-12 肉離れ・腱断裂
A-8 管理	B-8 切れ・こすれ		C-14 全身	D-13 関節・筋肉の炎症(腱鞘 炎含む)
A-9 折衝外交	B-9 踏抜き		C-15 その他	D-14 脱臼
A-10 一般作業(屋外)	B-10 おぼれ			D-15 ぎっくり腰
A-11 一般作業(屋内)	B-11 高温・低温の物 との接触	C-1 頭部・顔(目鼻口耳 喉を除く)	D-1 骨折・ひび	D-16 眼の傷害
A-12 福祉家事	B-12 有害物等との接触	C-2 眼・眼球	D-2 打撲	D-17 耳鼻咽喉口腔の傷害
A-13 育児支援	B-13 感電	C-3 耳/鼻/咽喉/歯/口腔	D-3 捻挫	D-18 毒物中毒・感染症
A-14 介護保険事業	B-14 爆発	C-4 首・頸椎	D-4 四肢などの切断	D-19 神経系の損傷(不隨 を含む)
A-15 その他のサービス	B-15 破裂	C-5 胸部・背中	D-5 組織損壊・圧壊	
A-16 その他		C-6 腰部・臀部		

※ この事故報告書は、1ヶ月以上の入院について報告するものとする。

311

の対応

者区分及び 等の有無	発注者名	社団法人中間市シルバー人材センター		1. 公共 2. 企業 ③. 個人
	1 契約書 2 請書 3 受注票 ④ なし	(対象番号を○ 複数OK)		
の健康状況	良好			
就業の会員数	1 単独 2 複数	2) 人	就業場所の環境 及び安全確認	確認済
工具の着用と 状況	火傷をしな くするに軍手 を着用し対応	うに軍手	その他 (事故後、家族 への対応等)	会員の奥様から連絡があり、自 宅に行き事情を聞き、その後お見 舞いに行き、保険対応を行った。
委員会の設置 (2なし 1回開催)	安全 ① ある 2 なし	適正就業推進員の配置 1) 人	安全・適正就業基準 ① ある 2 なし (今後の予定 ある/なし)	
に対する健康 状況	ミーティン グに確認。			
就業の講習 研修会等の実 施	交通安全講習会、地域班会議、職群班会議にて実施			
リトロールの 状況	年4回実施			
1	無			
ミの開催	年7回開催			
適正就業委 員会開催	年11回開催			
原因と再発防 止策	コンテナを飛ばないように固定していなかった為。屋外作業なので風が吹いても飛ばないよう物は固定しておく。			
他				

写事、現場の写真等ありますとそちら貼付のこと。

22 /

石飛事故件数

センター		石飛による損壊 (4月～12月)	平成24年度 石飛による損壊
1	久留米市SC	6	2
2	大野城市SC	2	1
3	福岡市 SC	6	3
4	春日市 SC	1	1
5	大牟田市SC	1	3
6	飯塚市 SC	2	0
7	太宰府市SC	5	4
8	筑紫野市SC	2	0
9	古賀市 SC	2	1
10	宮若・小竹SC	2	1
11	田川地区SC	0	1
12	大川市 SC	2	2
13	北九州市SC	1	2
14	糸島市 SC	2	3
15	八女広域SC	2	2
16	宗像市 SC	1	3
17	福津市 SC	4	2
18	朝倉市 SC	1	1
19	直方市 SC	0	0
20	小郡大刀洗SC	0	0
21	柳川市 SC	3	1
22	筑後市 SC	2	0
23	嘉麻・桂川広域SC	2	1
24	岡垣町 SC	2	1
25	那珂川町SC	1	1
26	中間市 SC	0	0
27	遠賀町 SC	3	2
28	豊前・上毛SC	3	2
29	みやま市SC	2	2
30	行橋市 SC	0	1
31	粕屋町 SC	0	0
32	筑前町 SC	1	0
33	大木町 SC	0	0
34	築上町 SC	2	1
35	苅田町 SC	3	4
36	うきは市 SC	0	1
37	志免町 SC	1	1
38	みやこ町SC	1	2
39	篠栗町 SC	2	0
40	新宮町 SC	0	0
41	須恵町 SC	1	4
42	久山町 SC	1	0
計		73	56

2年間事故なし
2年間事故なし

2年間事故なし

2年間事故なし

2年間事故なし

2年間事故なし

